

Q 時季指定を半日単位や時間単位で行うことはできるか

A

労働基準法施行規則第 24 条の 6 第 1 項の規定により労働者の意見を聴いた際に半日単位の年次有給休暇の取得の希望があった場合においては、使用者が法第 39 条第 7 項の年次有給休暇の時季指定を半日単位で行うことは差し支えない。

この場合において、半日の年次有給休暇の日数は 0.5 日として取り扱うこと。また、法第 39 条第 7 項の規定による時季指定を時間単位年休で行うことは認められない。